

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- アジア** (中国 (香港、マカオ含む)、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ)、**ヨーロッパ** (サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス)、**中東** (アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン)、**アフリカ** (エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ)、**北米** (アメリカ合衆国、カナダ)、**中南米** (アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン)、**大洋州** (オーストラリア、ニュージーランド) の流行地域に過去14日以内に滞在歴がある者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PCR 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可(要請) ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。(公共交通機関を利用しないよう強く説明)。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u> ✓ PCR 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可(要請) ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象

- 上記以外の全ての国及び地域から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施 ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PCR 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可(要請) ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 ✓ 公共交通機関の利用不可(要請)